学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改定

八尾市立高美小学校

学校いじめ防止基本方針 目次

≪宣言≫ いじめ防止に関する本校の考え方	-1-
1. 組織体制	
(1) 基本的な考え方	-2-
(2) いじめ・不登校対策委員会の構成員	-2-
(3) いじめ・不登校対策委員会の役割	-2-
(4) 体制フロー図	-3-
(5) 本校における児童の問題事象に対する指導体制フロー図	-4-
2. 具体的な取組	
(1) 未然防止	-5-
① 基本的な考え方	
② 未然防止のための取組	
③ 未然防止に向けての重点項目	
(2)早期発見	-6-
① 基本的な考え方	
② 早期発見のための取組	
③ 早期発見に向けての重点項目	
(3) 家庭や地域との連携	-8-
① 基本的な考え方	
② 家庭や地域と連携についての取組	
③ 家庭や地域との連携に向けての重点項目	
3.事象が発生した場合の考え方・対応	
(1) 基本的な考え方	- 9 -
(2) 対応について	
① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント	
② いじめを受けている児童への対応	
③ 加害の児童への対応	
④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応	
⑤ 保護者への対応	
⑥ 情報提供	
⑦ ネット上のいじめへの対応	
(3) いじめ解消の定義	
①いじめに係る行為が止んでいること	
②被害者が心身の苦痛を感じていること	
4. 重大事態への対処について	-13-
5. 年間計画	-14-

八尾市立高美小学校いじめ防止基本方針

≪宣言≫ 八尾市立高美小学校は、いじめを許さない教育をめざし、 安心と豊かな心をはぐくむ学校づくりを行います。

いじめ防止に関する本校の考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条1項)具体的には次のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5)

また、八尾市いじめから子どもを守る条例にある通り、八尾市立学校在籍の児童生徒だけではなく、市外や民間の施設等に在籍する八尾市の18歳未満のすべての子どもを対象とする。

いじめの認知にあたっては、積極的に認知していく。本人がそれを否定する場合も多々 あることを踏まえ、いじめられた子どもの立場に立って、当該子どもの表情や様子をき め細かく観察するなどして確認していく必要があると考える。

個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行う必要があり、本校においても「いじめ対策委員会」を中心に全校体制で児童の実態把握に努めている。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪 行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必 要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが大切で あると考えている。

いじめは、どこの学校でも、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると 捉え、「いじめはおこる」という前提に立って考える必要があると認識している。日頃から児童の様子をチェックすることで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に 努め、迅速で適切な対応を組織的に行っている。

いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やその他の活動等の 所属集団の構造上の問題(例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序 列化など)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解 (いじめを見て見ぬふり)を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に いじめを許容しない雰囲気が形成されるように取り組んでいる。

本校では、全教職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、絶対 にいじめを起こさせないという風土を学校に定着させ、児童が安心して生活できる集団 づくり、人間関係づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識をもと に、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

- ・いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心 とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。
- ・いじめへの対応を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

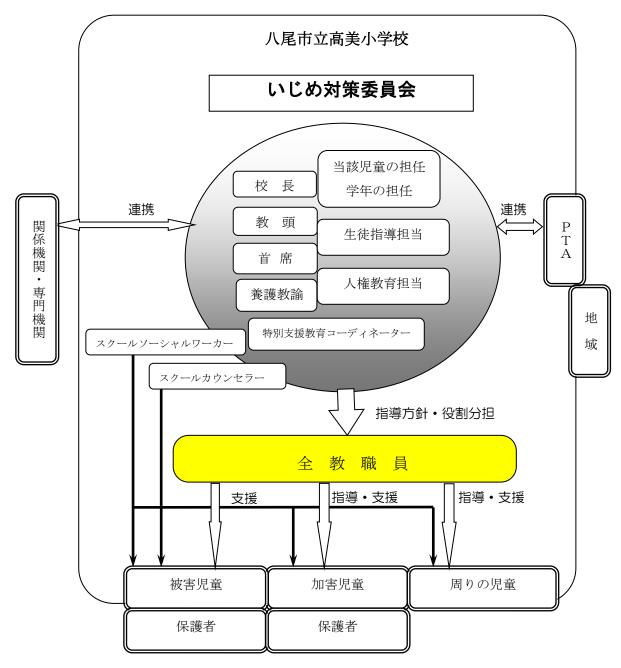
(2) いじめ対策委員会の構成員

・校長、 教頭、 首席、 養護教諭 特別支援教育コーディネーター 当該児童の担任および学年の担任、 生徒指導担当、 人権教育担当

(3) いじめ対策委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ・中核としての具体的な年間計画の作成
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時、中核として組織的な対応を行うために次のような役割を担う。
 - ア いじめの情報の迅速な共有
 - イ 関係児童への事実関係の聴取
 - ウ 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - エ 保護者との連携等
- ・基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証 ※PDCA サイクルに照らし合わせ行う。
 - ※必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー の活用や関係機関との連携 スクールカウンセラー相談案内4・9・1月

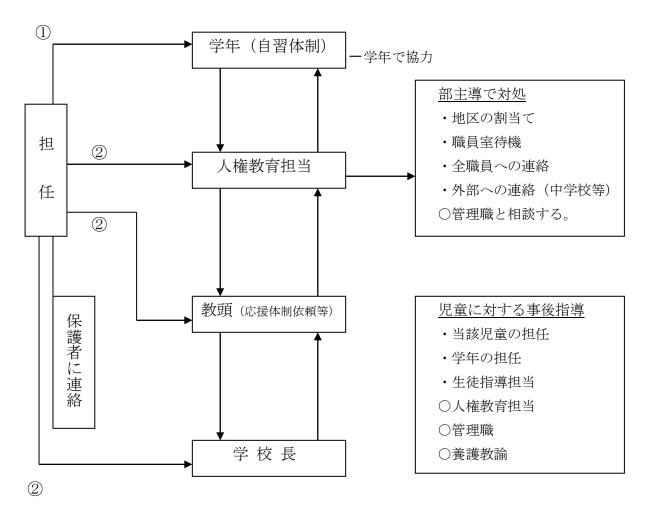
(4) 体制フロー図 (組織図)



(いじめ対応プログラム I 67 頁より参考)

- ※ スクールカウンセラー(高美中学校区)スクールソーシャルワーカー(高 美小) スクールロイヤー(八尾市)
- ※ 関係機関等
 - ・八尾市教育委員会事務局 学校教育推進課 人権教育課 八尾市教育 センター
 - ・こども・いじめ何でも相談課
 - ・東大阪子ども家庭センター・八尾警察署・八尾市立病院 等

(5) 本校における児童の問題事象に対する指導体制フロー図



- ※ ただし、上記のフロー図は問題事象により異なる場合がある。
- ※ ②は同時でなく、いずれかに連絡
- ※ 緊急時で、担任が教室を離れなければならないときは、必ず学年に声をかける。

2. 具体的な取組

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象 にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・未然防止の基本として、人権尊重の精神がみなぎる環境のもと、児童が安心・安全に学校生活を送ることができることが必要である。そのため、次のことに留意する。
 - ア 教育活動全体の中に人権感覚を育む学習活動を取り入れる。
 - イ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにする。
 - ウ 児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、ストレスにとらわれない互 いを認め合える人間関係・学校風土を作り出す。
- ・未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、 児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組を定期的に検討し、PDCA サイ クルで取組を継続する。

② 未然防止のための取組

- ・学校としての共通認識
 - ア 様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
 - イ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、 校内研修や職員会議等で定期的に確認する。
 - ウ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したり することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - エ 「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した(渡ってきた) 児童や外国にルーツのある児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につ ながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」「新型 コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」など特に配慮 が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支 援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組 織的に行う。
 - オ ネット上のいじめが増加している昨今、情報モラルの学習を学年に応じて 全学年で行う。

・指導上の留意点

- ア いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- イ 学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる 集団づくりを推進する。

ウ いじめの背景にストレス等の要因があることに着目し、全ての児童が安心 でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを推進する。

・児童に育む力

- ア 教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感 じ取ることができる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。
- イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。ストレスを他 者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
- ウ 児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、い じめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」 等の取組みを行う。その取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存 在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心 の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

③ 未然防止に向けての重点項目

- ○一人ひとりのちがいを認め合える学年・学級集団づくりを推進する。
 - ・秩序、とりわけ授業規律や学校のきまりの定着を進める一方で、「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した(渡ってきた)児童や外国にルーツのある児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」「新型コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」等への教育的な配慮を行う。
- ○規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づく りや集団づくりを行う。
- ○ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、コミュニケーション能力の育成に取組ます。
- ○外部機関との連携も含め、情報モラルについて学び、個人情報や自らを守る力を養う授業を行う。

(2) 早期発見

① 基本的な考え方

- ・いじめの特性をよく認識する
 - ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい を装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われ るということを共通認識する。
 - イ 暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの 訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意 深く対応する。

- ウ 自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある 児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深 刻化することがあるので注意深く見守る。
- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日常の児童の訴えや事象など、どんな些細なことも記録する。
- ・外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。
- ・教職員自身が、児童の心の訴えを感じる鋭い感性、見えないいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力を身につけるようにする。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、 適切に扱う。
- ・パスワード付きサイトやSNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。
- ・家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

② 早期発見のための取組

- 実態把握
 - ア 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化 や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - イ 定期的なアンケートや懇談、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを 訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取組む。
 - ウ 普段から児童の様子を注意深く観察し、交友関係や悩みをできるだけ把握する。
 - エ 教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・相談体制の充実とその周知
 - ア 保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、 定期的に体制を点検する。
 - イ こども・いじめ何でも相談課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関におけ る相談窓口について広く周知する。
- ・保護者との連携
 - ア 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。連絡帳や電話によるきめ細かな連絡のほか、事情によっては家庭訪問を行い、実際に保護者と会って話をすることを心がける。

③ 早期発見に向けての重点項目

- ○児童の示す小さな変化を見逃さない。
 - ・授業時間以外にも、休み時間のクラス遊びに参加したり、掃除の時間に いっしょに掃除をしたり、校門指導を行ったりして子どもの様子を注意深 く観察する。
 - ・子どもの持ち物、服装への留意を心がける。
- ○教職員間での児童の情報交換を密に行い、情報を共有するとともに、教職員 自身の感性、洞察力、行動力を磨く。
 - ・担任のみならず、合体や合音、学年行事、委員会やクラブなど、多くの 教職員で子どもを多角的に見る。
- ○6月、11月、2月に「学校生活アンケート」を行い、児童の実態を把握し、 状況に応じて組織的な対応をする。

(3) 家庭や地域との連携

① 基本的な考え方

- ・学校いじめ防止基本方針等について理解を得ることや、いじめの問題の必要性の 認識を広めるために、家庭や地域に対して様々な機会を捉え訴えていく。
- ・児童への対応を学校と家庭が同一歩調でできるように、信頼関係の構築を図る。
- ・多様な大人から存在を認められ、日常から学校内外で多くの大人が児童と接する 機会を増やす。
- ・子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要である。地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

② 家庭や地域との連携についての取組

- ・地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- 情報の発信に努める。
 - ア 学校新聞や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行う ことで、学校への理解を深める。
 - イ 家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を 構築する。
 - ウ 住民懇談会等において、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対 する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

③ 家庭や地域との連携に向けての重点項目

- ○家庭訪問や懇談、連絡等、家庭との連携を日常的に行い、信頼関係を構築 する。
- ○中学校区におけるこども園・小学校・中学校との連携を密にし、情報収集 や発信に努める。
 - ・パートナーシップ委員会(校区授業研究会、給食交流等)や地域教育協議会(ふれあい祭等)を活用して、組織的に協同する体制を構築する。
- ○学校評議員会を活用し、学校のいじめ未然防止に関する取組み計画について協議する。

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- ・被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて 関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) 対応について

① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント

教師によるいじめの発見

いじめられている児童の保護者からの訴え

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時はその場で止める。
- ・保護者からの訴えや相談を真摯に傾聴する。

保護者からの訴えを聞いた教職員(担任)の対応

- ・決して一人で抱え込むことなく、管理職に報告し、組織的に対応にあたる。
- ・当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的 に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。 その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

校長の対応

- ・校内緊急体制の構築(いじめ対策委員会)
 - ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
 - ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
 - 事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で 整理する。
 - 情報管理を徹底する。
- ・教育委員会への報告・支援要請
 - ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで 協議連携を行う。また、児童の状況により教育委員会に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- ・関係機関への支援要請
 - ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生起した場合、子ども家庭センター、警察等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者への対応
 - ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配 慮した対応が必要である。
- ・(事象によっては、報道機関への対応が必要となる。)

② いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入 観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさ らに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長したりすることになる。教職員は、 児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被 害児童を見守る。

③ 加害の児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。 そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容 につなげる。
- ・加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴え の事実に即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手 の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という対応をする。
- ・「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害をうけるかもしれないという不安 を持っていることが考えられる。すべての教職員が「いじめを見聞きしたら、必 ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」と徹底して伝える。

⑤ 保護者への対応

- ア)被害の児童の保護者への対応
 - ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
 - ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
 - ・事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童や保護者 の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
 - ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すことが重要である。
- イ) 加害の児童の保護者への対応
 - ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根底とした支援 の視点での対応をする。
 - ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
 - ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者の「自分や自分の子 どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を

否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確 に伝える。

・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑥ 情報提供

・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくることが大切である。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに 行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き 込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する(関連ウ エブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電 話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。 これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影 して保存する)。
- ・問題の箇所については、いじめ対策委員会が中心となり関係児童からの聞き取り等の調査を行う。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄 警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している 状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する ものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。
- ・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて 再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子 どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門 家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対して も継続した指導を行うことが必要である。

4. 重大事態への対処について

*いじめ防止対策推進法第28条より

【重大事態】 *いじめ防止対策推進法第28条より

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等)

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席して いるような場合)
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認(いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく確認)を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。)

・学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実 効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防 止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。<u>犯罪行為</u> として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しき れない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

5. 年間計画

	取組内容		取組内容
4月	・学級組織づくり(集団づくり)・家庭訪問・いじめ対策委員会・校外学習(集団づくり)	10月	・運動会(集団づくり)・いじめ対策委員会・修学旅行(集団づくり)・校外学習(集団づくり)・ええとこみっけ
5月	 ・道徳 ・脱いじめ傍観者教育 ・SOS の出し方教育 ・いじめ対策委員会 ・校外学習(集団づくり) ・ホットほっと Week ・いじめいらない宣言 	1 1月	・学校生活アンケート・道徳・視覚障がい者との交流・いじめ対策委員会・社会見学(集団づくり)・外国文化に親しむ会・八尾っ子ミーティング
6月	・ええとこみっけ・道徳・学校生活アンケート・いじめ対策委員会・社会見学(集団づくり)	1 2月	・学級活動(振り返り)・いじめ対策委員会・保護者懇談・ええとこみっけ
7月	・学級活動(振り返り) ・いじめ対策委員会 ・保護者懇談 ・林間学舎(集団づくり)	1月	・道徳・命を育む教育・いじめ対策委員会
8月	・職員研修(いじめ対応)・いじめ対策委員会	2月	・学校生活アンケート・いじめ対策委員会・世界あそび大会・自分ええとこみっけ・ピンクシャツデー
9月	・道徳・いじめ対策委員会・運動会の練習(集団づくり)	3月	・学級活動(振り返り) ・いじめ対策委員会 ・ええとこみっけ

適宜「命を育む教育」、各学年と支援学級との交流会